

## 第 12 次労働災害防止計画骨子（案）の修正のポイント

項目	修正のポイント
3. 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 全体目標及び個別目標について調整中のため（P）</li> <li>◇ 計画の目標について、経済成長率名目 3%、実質 2%を前提とする新成長戦略を踏まえたものである旨を追記</li> </ul>
4. 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応」の追加</li> </ul>
5 (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小見出しの「災害多発業種への取組」を「安全面を巡る課題」とし、第三次産業対策及び陸上貨物運送事業対策は労働災害件数を減少させるための対策、建設業対策及び製造業対策は重篤度の高い災害を防止するための対策であることを明確化</li> </ul>
ア（ア）労働災害件数を減少させるための重点業種対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 見出しの表現を見直し</li> <li>◇ 社会福祉施設の対象が「介護施設」であることを明記</li> <li>◇ （その他、ヒアリング結果を踏まえて、必要に応じ見直し）</li> </ul>
ア（イ）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 見出しの表現を見直し</li> <li>◇ 建設業及び製造業において、重点とすべき事故の型をそれぞれ「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ」と明記。これに伴い、建設業対策の「墜落・転落災害防止対策」を 1 番目に移動</li> <li>◇ 震災復興工事に係る事項は、新たに追加した 6 番目の重点項目に移動</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 製造業の機械対策において、機械設備の製造者を含む「提供者」が対象となる旨を明記</li> </ul>
イ 重点のする健康確保・職業性疾病対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ メンタルヘルス不調の一次予防に係る記述を追加</li> <li>◇ 「職場のパワー・ハラスメントの予防・解決に向けた提言」を踏まえたパワー・ハラスメント対策の推進を追加</li> <li>◇ 職場復帰支援に取り組む必要がある事業場に関する記述の修正</li> <li>◇ 労働時間の延長の限度に関する基準の遵守徹底を追加</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 化学物質に係る「危険有害性情報の適切な伝達・提供」の項に、その前提となるリスクアセスメントの促進を追加し、「業種横断的課題」の項に記載のあったコントロールバンディングの記述を追加した上で、「作業環境管理の徹底と改善」と順番を入れ替え</li> <li>◇ 社会福祉施設の対象が「介護施設」であることを明記</li> <li>◇ 「WBGT 値の測定」に限定せず、「作業環境の測定、評価」に修正</li> <li>◇ 放射線障害防止対策は、新たに追加した 6 番目の重点項目に移動</li> </ul>
ウ（ア）リスクアセスメントの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 労働衛生分野のリスクアセスメントに関し、既に開発済みの化学物質関連を前に出し、労働衛生分野におけるマニュアル等の整備対象の例示からメンタルヘルスを削除</li> </ul>

項目	修正のポイント
ウ（イ） 高齢労働者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 1 番目の小項目を対策の内容に合わせて修正（「身体機能の低下」に着目する旨を明記）</li> <li>◇ 「定年の延長」を「高齢者雇用の進展」に訂正</li> <li>◇ 「身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組」の項に、「身体機能の低下を防ぐための運動の促進」を追加</li> <li>◇ 「基礎疾患等に関連する労働災害防止」の項で、個別業種の取組である健災防の取組を後ろに移動。</li> <li>◇ 「労働者自身による健康管理の徹底」に係る記述を追加</li> </ul>
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 安全に加え、健康も対象である旨を明記</li> </ul>
ア 経営トップの労働者の安全や健康に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 項目の追加</li> </ul>
イ 労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 項目名及び小見出しの修正(労働環境の良い企業を積極的に公表する趣旨であることを明確化)</li> </ul>
ウ 重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 企業名等の公表は例示に止めるとともに、どのような企業が対象となり得るかについて、条件の範囲を明示。</li> </ul>
エ 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ キャンペーン活動の内容について、見直し</li> </ul>
(4) ア 労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 労働安全衛生総合研究所等との連携による対策を推進する旨を明示</li> <li>◇ 安全衛生関連研究の振興に関し、「安全衛生研究に利活用できる有用な情報」を追加</li> </ul>
(5) イ 製造段階での機械の安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「機械」を「機械設備」に修正し、「製造者」を「製造者等の機械設備の提供者」に修正</li> <li>◇ 「設計・製造段階」に「改造時」を追加</li> <li>◇ 「機械災害の公表制度」について「製造者名の公表」を「発生した労働災害の内容、機械の製造者名等」に修正（注：製造者名等の「等」には機械の型番などが含まれる）</li> </ul>
(6) 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電事故を受けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 建設業対策及び健康確保対策に含まれていた東日本大震災関連事項を集約し、新規項目を立ち上げ</li> </ul>